

21. だいしん相続定期預金規定

1. 本定期預金は「だいしん相続定期預金」と称します。
2. 預け入れできる方
 - (1) だいしん相続定期預金（以下、この預金という。）を預け入れできる方は次の通りとします。
 - ①個人のお客様で当組合の組合員かつ相続手続き完了後 1 年以内に相続により取得した資金を原資としてお預け入れいただける相続人ご本人様
3. 預入期間
この預金の預入期間は 3 年（利払い式自動継続扱い）とします。
4. 預入方法および金額
この預金の預け入れは、一括預入（証書式）に限ります。また、預入金額は被相続人様お一人の原資につき、お一人様あたり 100 万円以上 3,000 万円以内（預入単位は 1 円単位）とします。
5. 利率
 - (1) お預け入れ時のこの預金の利率を満期日まで適用します。
 - (2) 自動継続後の金利は、書替継続日におけるスーパー定期預金の店頭表示金利を適用します。
6. 付加できる特約事項
この預金はマル優の取扱いができます。
7. 金利情報の入手方法
金利情報は当組合のホームページへの掲載および店頭に掲示します。
8. その他参考となる事項
 - (1) この預金は預金保険制度の対象であり、預金保険の範囲内で保護されます。
 - (2) 当組合の判断で予告なく商品内容・条件を変更することや、取扱いを中止する場合がございます。
9. 規定の適用
この規定に定めのない事項については当組合が別途定める「自動継続自由金利型定期預金（M 型）規定（スーパー定期）」によるものとします。
10. 規定の変更
 - (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭掲示、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
 - (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上
2024.4